

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況							
		(単位：百万円、%)					
区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)／(A)	貸倒引当金引当率 (C)／((A)－(B))
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	2022年度	2,212	1,328	884	2,212	100.00	100.00
	2023年度	2,103	1,279	823	2,103	100.00	100.00
危 険 債 権	2022年度	3,296	3,060	118	3,178	96.42	50.00
	2023年度	3,562	3,379	91	3,470	97.43	50.00
要 管 理 債 権	2022年度	2	1	0	1	59.99	31.75
	2023年度	473	139	73	212	44.97	21.97
	三 月 以 上 延 滞 債 権	2022年度	0	—	0	18.61	18.61
		2023年度	0	—	0	15.50	15.50
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	2022年度	2	1	1	76.04	43.71
		2023年度	472	139	212	45.02	21.99
	小 計	2022年度	5,512	4,390	1,003	5,393	97.84
		2023年度	6,139	4,798	988	5,787	94.26
正 常 債 権	2022年度	107,667					
	2023年度	106,678					
合 計	2022年度	113,179					
	2023年度	112,817					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金（C）」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。



南あわじ市 諭鶴羽神社「アサギマダラ」



神戸市中央区 兵庫県立美術館